

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時09分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、最初に3番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、5番、星野一郎君、6番、内海優司君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 すみません、着座にて説明をさせていただきます。失礼いたします。

議案第1号、番号1について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書2ページからとなります。

議案第1号、番号1、図面番号1、農地の所在につきましては長岡字富沢125番1。地目は登記、現況ともに畑。面積は745平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は長岡の方。譲受人は前橋市緑が丘町の方。転用目的については一般住宅及び事務所用地。施設等については一般住宅60.65平米、事務所27.06平米です。転用理由につきましては、譲受人は現在、前橋市で経営コンサルティング業務をしているが、榛東・吉岡地区での事業拡大を考えており、申請地に自宅及び事務所を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の要望に応え、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分、1種農地。

以上で議案第1号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員 5 番、星野君。

星野委員 農業委員 5 番の星野です。

ただいま地元からの申請がございまして、第 1 号議案として補足説明をさせていただきます。

種別、申請理由につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

なお、申請地につきましては、1 区のコミセンを吉岡方面に行ったところでございます。東側、西側は既に宅地になっております。それから、北側は農地でございますけれども、多分 4 メートル道路に接続を 10 メートル以上しておりますので、建築基準法に関しても全く心配ないと思っております。それから、生活排水につきましては、既に設備してある南側の道路に対して集落排水、下水道が接続してありますので、問題なく、生活排水に関しては排水できるというふうに考えております。

したがって、北側の農地に関する影響に関しては全くございませんので、許可相当と思っておりますので、ご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

12 番、小山伸一君。

小山委員 12 番、農業委員の小山でございます。

ただいま地元委員さんから許可相当という話が出たのですけれども、農地が 1 種農地ということでございます。本来であれば 1 種農地というのは転用がよほどの理由がないと許可にならないということでありますけれども、先ほど説明があったとおり、東、西、また南側が宅地、住宅が建っているということで、集落接続により許可相当と思われますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、農業委員、小山伸一君から許可相当との意見等がありました。

何かほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 異議なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第 1 号、番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第 1 号、番号 1 は、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第1号、番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第1号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第1号、番号2について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

農地の所在は大字新井字判塚2670番1。地目は登記、現況ともに畑。面積は1,556平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は山梨県上野原市の方。転用目的は太陽光発電施設用地。施設等はパネル176枚、杭66本です。転用理由は、譲受人は現在、太陽光事業を展開しているが、事業拡大のため適地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を太陽光発電施設用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議事案でございます。

以上で議案第1号、番号2の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 議案第1号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番、真下です。

ただいま事務局長より説明のありました議案第1号、番号2につきまして、地元委員として補足説明をいたします。

権利の種別、申請目的、申請理由につきましては、事務局長の説明のとおりです。

なお、申請地につきましては、南新井前橋線から金古方面に抜ける道を南に進み、右手のアパートの西側になっております。付近の状況を申し上げますと、南側は河川、北側、西側は昔の馬入れ道路、東側は先月許可となった太陽光施設用地となる予定です。雨水については基本的に自然浸透ですが、大雨時に備え、施設の周りに土側溝と一時的な貯水槽を素掘りで設置する予定です。なお、現地調査で普通車両が進入不可のため、遠方よりの目視になるために、北側の西の隅と北側の東の隅に目印を設置しておいてもらいました。

地元としては周りの農地に影響はないと思われるため、許可相当と思われませんが、皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元委員さんから許可相当との説明がりましたが、ほかに意見はございませんか。

12番、農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

この案件につきましては、宅地開発委員会の案件になっておりますので、宅地開発委員会の意見等があればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長 事務局長。

事務局長 宅地開発で出ました各課からの指示、要望事項についてご説明をいたします。

総務課、企画財政課からはございませんでした。

税務課からは、開発工事完成後の土地現況調査に協力をしてください。償却資産があるときは申告書を提出してくださいということです。

住民生活課からは、騒音、振動関係につきまして、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設事業一覧に該当する作業を行う場合は、住民生活課に対して、特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。ごみ関係につきましては、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に直接処理をしてください。土砂等搬入関係につきましては、令和2年10月1日から、榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に住民生活課に相談をしてくださいというところです。

産業振興課からは、周辺農地に影響が出ないように作業をしてください。

建設課からは、雨水対策、定期的な除草、防火・防災等、適正な開発の管理をお願いします。また、工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてくださいということです。

上下水道課からはありませんでした。

教育委員会事務局からは、申請地近隣には榛東村立北小学校の通学路として県道南新井前橋線を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してくださいというところが出ております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ほかに何か意見ありますか。

5番、農業委員、星野一郎君。

星野委員 ちょっと私も不勉強で分からないのですが、ここは、地目が宅地になるのですかね。農地から宅地に。

議長 事務局長。

事務局長 そうですね、税務課の関係になると思いますので、すみません、恐らく雑種地ではないかなと思われま。すみません、また確認して、後ほどお伝えをできれば

と思います。

星野委員 宅地ですと条件がありますので、接道だとか、要するに4メートル道路に接道しなきゃ許可できないとか、そういう話がありますので、その点はどうなんでしょうか。ここで雑種地にするのか宅地にするのかはつきりしないと、これ許可にならない。地目をどうしますかというところです。

議長 事務局長。

事務局長 雑種地です。

星野委員 分かりました。じゃ結構です。

議長 ほかに意見ありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという意見がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号2は、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第1号、番号2は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

暫時休憩。

(休憩 午前10時46分)

(再開 午前10時55分)

議長 次に、議案第1号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第1号、番号3について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第1号、番号3、図面番号3、農地の所在は大字新井字雛子3159の3番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は551平米。権利は使用貸借。譲渡人は高崎市箕郷町の方。譲受人は高崎市上並榎町の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅110.96平米。転用理由につきましては、借受人は現在アパート生活をしているが、手狭なことから自己住宅の計画を考えていたところ、貸付人である父の了解を得られたため、申請地に住宅を建築したいとのことです。貸付人は借受人である子の要望を受け、申請地を貸与するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で議案第1号、番号3の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長 議案第1号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

ただいま事務局長より説明のありました議案第1号、番号3につきまして、地元委員として補足説明いたします。

権利の種類、申請目的、申請理由につきましては、事務局長の説明のとおりです。

申請地につきましては、高崎渋川バイパス雛子の信号を吉岡方面に250メートルほど東に進んだバイパス県道沿いになります。付近の状況を申し上げますと、北側は県道、西側は村道、南側は宅地、東側は畑となっております。東側のみ畑に接しております。生活排水につきましては、浄化槽を設置して西側の村道側溝に放流、雨水につきましては宅地内で自然浸透の予定となっております。

地元としては、周りの農地に影響はないと思われやすいため、許可相当と思われやすいますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

推進委員3番、湯浅君。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅です。

ちょっと確認ですけれども、この現地確認調書の8ページと10ページは、土地の形は一致しているからいいのですが、9ページは、これは公図違いと書いてありまして、ちょっと間違っているということですか。

議 長 事務局長。

事務局長 9ページの公図につきましては、土地改良等をまだ行っていないところで600分の1の図面となっております。そのため若干、現地と合わないところがございますので、その辺はご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号、番号3は、原案のとおり許可相当といたし

ます。

以上、議案第1号、番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第1号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第1号、番号4について説明を申し上げます。

議案書2ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第1号、番号4、図面番号4、農地の所在は大字広馬場字中の前1909番4です。地目は登記、現況ともに畑。面積は59平米。権利は所有権移転売買。譲渡人はさいたま市南区の方及び前橋市大友町の方です。譲受人は広馬場の方です。転用目的は通路用地です。転用理由につきましては、譲渡人は申請地に隣接する農地への道路からの進入路がなく困っていたところ、譲渡人が承諾を得られたため、申請地を通路用地として使用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡することです。備考ですけれども、農振除外済み。農地区分は2種農地となります。

以上で議案第1号、番号4の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 議案第1号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番、農業委員、村上です。

ただいまの議案第1号、番号4についてですが、事務局長の説明どおりとなります。

現地確認調書の11ページからになります。場所は県道安中渋川線の広馬場の信号を西に曲がってもらいまして200メートルくらい行ったところをお墓のところを右に曲がったところですが、周辺のことですが、通路用地の左右は宅地になっておりまして、突き当たりが畑、ここの畑に入るための通路用地ということです。雨水については自然浸透、周りの農地については影響はないと思われまますので、地元委員としては許可相当と思いますが、審議をお願いいたします。

議長 ただいま、地元委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号4は、原案のとおり許可相当といたし

ます。

以上、議案第1号、番号4は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地の賃貸料情報の提供についてを議題といたします。
事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書3ページをご覧ください。

議案第2号についてご説明申し上げます。

農地の賃借料情報の提供について、令和5年度の農地の賃借料情報について、下記のとおり決定を求める。令和5年6月12日、榛東村農業委員会会長。

こちら令和4年1月から12月までに公告された賃貸借の10アール当たりの賃借料水準を表示したものとなります。

まず、上の四角のところですが、田、水稻の部。こちらにつきましては、上の段、榛東村全域で令和4年1月から12月までで賃貸借の件数は11件あったのですが、賃貸借についてはゼロでしたので、ここはちょっと表示ができない状況となっております。その下の段、榛東村全域で、こちら平成30年から令和4年度までに締結になったもの。こちらについては賃貸借件数が117件ありまして、うち賃貸借が4件ありましたので、そちらの平均最高額、最低額ということで記載をさせていただいております。

次に、その下、畑の部ですが、同様に榛東村全域、4年1月から12月までの平均最高額、最低額というところとなっております。36件中4件、賃貸借となっております。

その下の段、榛東村全域で平成30年から令和4年までに締結だったもので204件中84件が賃貸借でしたので、その平均額、最高額、最低額を記載してあるものでございます。

議案書4ページから6ページが参考といたしまして、平成30年から令和4年までの田んぼのもの。7ページから11ページまでが平成30年から令和4年までの畑の貸し借りの表を添付させていただいております。また、参考資料といたしまして、本日追加でお配りしたもの、近隣市町村の状況をお配りさせていただいておりますので、併せてご確認をしていただければと思います。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局長より議案第2号の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

5番、星野一郎君。

星野委員 5番、星野です。

この貸し借りに関しては契約書というのは取り交わしているんですか。

議長 事務局長。

事務局長 利用権設定と言いまして、村の計画で担い手の方に集積するというので、お互いの判子を貰って契約をしております。

星野委員 その契約に関しては、村で管理しているということでもいいんですか。

事務局長 はい。村で管理をしております、契約が切れるときにはどうしますかということ、通知等はお配りしております。

星野委員 その期間というのは何年ですか。

議長 事務局長、どうぞ。

事務局長 それぞれに決まっている、個人ごとで決めています。1年から、長い方では15年とかというのもございます。

星野委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 ほかにご覧いませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時05分)